一、第二十九条の次ぎに「地方協議會」の欄を置き更に左の二条を加ふ

「同一地方における支部聯合会又は支部は中央執行委員会の承認を受けて地方協議会を設置する事を得」

「地方協議会には左の顧問を置く
一 執行委員会
一 大會」

第三號 顧問及財務部設置の件……説明者 小澤四郎

一、第二十三条の次に「中央委員会は顧問を推薦する事を得」

一、第十三条情報部の次ぎに左の文字を挿入す
「財務部」

第四號 當面重要政策に関する件

一、相續税を高率累進賦課せよ……説明者 松永義雄

主文

現在の國税徴収の状況は勤労階級に重く有産階級に軽くして税制の社會化に逆行しつゝある。而して富は益々集中し益々不生産的に利用せられつゝある。我々は富の社会化と生産化を期する為に先づ第一に相續税の高率累進賦課を主張せんとす。

理由

「相續は不労所得たる事」

「相續は富の集積たる事」

「相續は担税力を有する事」

「相續税は財産税の一種なること」

二、労働組合法を制定せよ……説明者 松岡駒吉

（第五號中第二項を参照）